

第 20 号

令和3年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

令和3年度において熊本県が施行する道路事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和3年9月10日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

事業名	負担すべき金額
1 単県道路改築事業（改良）	工事費の10分の1.5に相当する金額
2 単県道路改良事業（側溝整備）	工事費の10分の1.5に相当する金額
3 地域道路改築事業（道路改良）（平成21年度9月補正予算以降単県道路改築事業（改良）から本事業に変更された事業に限る。）	工事費から国庫補助金額等を控除した額の10分の1.5に相当する金額

（提案理由）

令和3年度において熊本県が施行する道路事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。